

## 大会開催地および大会長の決定手順の申合せ

### 基本的な考え

大会開催を学会活動の最重要行事の一つと位置づけ、広範な意見集約と明確なルールおよび学会執行部の責任体制の基に大会開催地と大会長の決定を行う。

### 決定までの手順

- (1) 学会員の意見を公募等により求め、理事会において学会活動に関する種々の条件を考慮し、将来の大会開催地について検討する。
- (2) 企画委員会において、3年後の大会開催地および大会長候補を調査し、それぞれについて具体的に評価する。
- (3) 企画委員会と学術委員会で合議の上、大会長候補者を絞り込む。
- (4) 大会長は、学術評議員会の承認を得て決定する。

### 付則

- 1 この「申し合わせ」は平成 27 年 6 月 26 日から適用する。